

社会福祉法人 四恩会 一般事業主行動計画書

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

【計画期間】

平成25年4月1日 ～ 平成30年3月31日 までの5年間

【内容】

〔目標1〕

産前産後休業や育児休業、介護休業、及び子の看護休暇など諸制度の周知を図る

〔対策1〕

- ① 管理職、事務局員の「法」及び「規程」の周知徹底
- ② 事業所内等において諸制度の周知や情報提供

〔目標2〕

男性職員の育児休業、子の看護休暇の取得を促進する。

〔対策2〕

- ① 管理職、事務局員の「法」及び「規程」の周知徹底
- ② 男性職員の育児休業の取得しやすい環境作り